

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施概要

(1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

(2) 監査の対象団体

令和元年度に燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた施設のうち、次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
株式会社 吉田環境衛生公社	燕市せん定枝リサイクル施設	生活環境課

(3) 監査の期間

令和 2 年 10 月 7 日（水）～ 12 月 8 日（火）

ヒアリングの実施 日 時： 11 月 12 日（木） 午後 1 時 10 分～2 時 20 分

場 所： 燕市せん定枝リサイクル施設及び株吉田環境衛生公社

(4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

2 監査対象「団体」の概要

(1) 名称と構成

代 表 者	代表取締役 頓所 武
所 在 地	燕市吉田本町 694 番地 1
設 立 年 月 日	平成 3 年 8 月 1 日

構 成	≪ 役 員 ≫ 代表取締役：1人、専務取締役：1人 取締役：4人、監査役1人 計7人 ≪ 職 員 ≫ 正職員22人、嘱託職員3人 計25人
-----	---

(令和2年4月1日現在)

(2) 主な業務・事業内容

(1) 一般及び産業廃棄物の収集運搬・処理 (2) 浄化槽及び汚水処理施設の維持管理 (3) 道路及び排水路の維持管理及び清掃に関する事業 (4) ビルその他建物の清掃及び維持管理 (5) 貯水槽の維持管理及び清掃に関する事業 (6) 薬剤散布等環境衛生に関する事業 (7) 廃棄物等資源化に関する事業（一般及び産業廃棄物の回収及び売買） (8) 公共団体より受託する、庁舎および各種会館その他の公共用建築施設・各種公園および 駐車場・駐輪場その他の公共用の土地利用施設および公共工作物等の維持管理業務、 並びにそれらの運営代行業務、各種の清掃業務、自動車の運転代行業務 (9) 公衆浴場の経営並びに各種公営施設の運営代行業務 (10) 融雪施設の維持管理、修繕
--

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施設の名称	燕市せん定枝リサイクル施設
指定管理期間	① 平成20年4月1日～平成25年3月31日 ② 平成25年4月1日～平成28年3月31日 ③ 平成28年4月1日～令和3年3月31日
指定管理料 (令和元年度)	18,898,000円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市せん定枝リサイクル施設

- ・設置目的：市内から排出される街路樹、庭木等のせん定枝等をたい肥化し、資源を有効利用することにより、循環型社会形成の推進を図る。
- ・所在地：燕市吉田本町694番8
- ・敷地面積：約1,400㎡
- ・建物の構造：鉄筋造平屋建

- ・延床面積：約 603 m²
- ・稼働開始年月：平成 16 年 4 月
- ・利用日、利用時間

	利用日	利用時間
4、5月	毎週火・土曜日と第2日曜日	午後4時30分～午後6時30分
6月～10月	毎週月～土曜日と第2日曜日	第2日曜日：午後1時30分～6時30分
11、12月	毎週火・土曜日と第2日曜日	午後4時～午後6時 第2日曜日：午後1時～午後6時
※祝日、8月13日、12月25日～翌年3月31日の受入れは休み。		

- ・利用料金

区分	利用料金
市民・市内事業所	1回につき100円。ただし、50kg未満は無料。
造園業者等	1回につき搬入量が1tまでは10kgにつき20円。搬入量が1tを超えるときは、超える搬入量10kgにつき50円。

- ・施設内容：せん定枝加工棟(163.35 m²)、発酵棟(322.56 m²:40.32 m²×8区画)、熟成棟(117.95 m²)、計量室、トラックスケール
- ・設備機械：投入コンベア、破碎機、搬送コンベア、ドラム磁選機、貯留定量供給装置、植織機、振り分け装置

(2) 令和元年度の収支状況

項目		予算額	決算額	差異
収入	燕市からの指定管理料	18,898,000	18,898,000	0
	利用料金収入	1,130,000	979,030	-150,970
	諸収入	0	126	126
	収入計(A)	20,028,000	19,877,156	-150,844
支出	人件費	8,374,000	7,381,400	-992,600
	正規職員	5,905,250	5,393,250	-512,000
	臨時職員	2,468,750	1,988,150	-480,600
	委託料	8,010,000	8,207,223	197,223
	機械設備修繕費	7,593,000	7,797,001	204,001
	警備委託料	212,000	209,280	-2,720
	電気工作物保守点検委託料	200,000	199,862	-138
	消火器点検委託料	5,000	1,080	-3,920
	その他管理費	3,644,000	5,073,612	1,429,612
	電気料金	1,605,000	954,471	-650,529
	水道料金	100,000	96,168	-3,832
	借上料(タイヤショベル)	1,256,000	1,312,875	56,875
	燃料費	229,000	221,712	-7,288
	通信費	47,000	45,400	-1,600
	消耗品費	61,000	90,040	29,040
	保険料	10,000	5,000	-5,000
	ごみ処理費	25,000	15,311	-9,689
せん定枝処理費	0	1,936,300	1,936,300	
薬・治療費	11,000	0	-11,000	
その他	300,000	396,335	96,335	
支出計(B)	20,028,000	20,662,235	634,235	
収 支 (A) - (B)		0	-785,079	-785,079

(3) 令和元年度施設利用実績（令和元年度燕市せん定枝リサイクル施設事業報告書より抜粋）

月	搬入実績								手数料収入						配布実績			
	市民・事業所		登録業者		その他(公共)		計		市民・事業所		登録業者		計		チップ		せんてい肥(たい肥)	
	台	搬入量(kg)	台	搬入量(kg)	台	搬入量(kg)	台	搬入量(kg)	台	手数料	台	手数料	台	手数料	台	配布料(kg)	台	配布料(kg)
4	444	47,774	83	31,638	2	48	529	79,460	272	27,200	83	62,660	355	89,860	29	46,032	602	92,976
5	617	53,468	63	20,762	2	362	682	74,592	317	31,700	63	42,300	380	74,000	7	1,212	602	92,866
6	1,156	88,480	168	47,860	6	786	1,330	137,126	594	59,400	168	94,560	762	153,960	8	6,630	268	63,704
7	1,267	102,724	205	50,342	2	354	1,474	153,420	670	67,000	205	99,580	875	166,580	19	7,048	237	57,546
8	500	39,248	163	38,916	7	1,218	670	79,382	259	25,900	163	76,420	422	102,320	5	2,216	131	31,142
9	497	38,942	162	45,594	8	1,070	667	85,606	249	24,900	162	89,890	411	114,790	6	1,934	248	53,278
10	765	71,296	169	52,832	8	1,217	942	125,345	434	43,400	169	105,070	603	148,470	7	1,924	228	55,778
11	690	60,978	75	21,288	1	116	766	82,382	376	37,600	75	41,880	451	79,480	8	1,662	198	46,666
12	321	31,780	55	16,494	-	-	376	48,274	170	17,000	55	32,570	225	49,570	3	1,014	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	290	67,506
合計	6,257	534,690	1,143	325,726	36	5,171	7,436	865,587	3,341	334,100	1,143	644,930	4,484	979,030	92	69,672	2,804	561,462
前年	6,176	574,168	1,203	376,730	47	10,090	7,426	960,988	3,461	346,100	1,203	750,830	4,664	1,096,930	212	256,484	2,673	618,868
前年比	101%	93%	95%	86%	77%	51%	100%	90%	97%	97%	95%	86%	96%	89%	43%	27%	105%	91%

(4) 令和元年度の業務実績（令和元年度燕市せん定枝リサイクル施設事業報告書より抜粋）

作業項目	実施日	実施体制	内 容
(1)管理運営業務実績			
1. 施設・設備維持管理	1回/月	2人	施設全般・設備機械の点検・維持・管理
2. せん定枝の受入	161回/年間	5人	計量、荷降ろし、枝木の規格等の確認
3. 枝木の破砕・植織作業		2人	
4. たい肥化作業		2人	
植織品の移動	2～3週間毎	2人	切り返しと水分調整、たい肥の品質管理
5. 配布作業			
チップ	随時		申請の受付と計量
たい肥	9回/年間	12人	受付～計量～誘導・交通整理
6. 定期清掃	1回/月	2人	施設内・敷地内等及び側溝清掃
7. 生ごみたい肥配布			
運搬・保管	1～2回/月	2人	環境センターより運搬
受付と配布	1回/月	2人	
(2)外部委託業務			
1. システム器械保守点検			遠藤工業(株)
2. 警備委託			セコム上信越(株)
3. 電気工作物保守点検			(財)東北電気保安協会
4. 消火器点検			新潟ニッタン(株)
(3)その他			
1. 総合受付・案内業務等	随時		
2. 内部事務	随時		視察対応

3. 報告業務	随時		
定期	1回/月		

4 監査の結果・意見

(1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

- ① 指定管理料の請求・受領については、年度協定書で定められたとおりに行われていた。
- ② 事業報告書は概ね適正に作成され、期限内に提出されていた。
- ③ 受入量は前年度と比較して減少しているものの、たい肥等の配布量の減少により処理しきれなかったせん定枝を燕・弥彦総合事務組合環境センターに持ち込んで処理している状況である。
- ④ 現在の利用料金は、平成16年の稼働開始以来見直しを行っていない。所管課では、県内類似施設の処理形態や料金体系の実態等について調査・研究をしていきたいとしている。
- ⑤ たい肥、チップともに、配布量が減少している。たい肥については、園芸愛好者の高齢化が進んでいることや天候不順、チップについては、事業所や公園の利用が減少していることが原因と思われる。現在、「広報つばめ」等でたい肥の配布日をお知らせしているほか、事業所やJA等にたい肥・チップの利用勧奨を行っているが、今後は配布日の拡大や、事業所、自治会、学校等への利用勧奨を進め、配布量増加に努めたいとしている。
- ⑥ 施設利用者の大半が高齢者であり、施設も手狭なため、丁寧な説明や誘導を徹底している。利用者が集中し、配置職員のみで対応できない場合には、(株)吉田環境衛生公社従業員による応援対応を行うなど、安全管理を最優先としている。
- ⑦ 収支会計経理においては、施設管理に係る領収書類の整備・保存管理、経費の算出方法等について改善を要するものが見受けられたほか、所管課との協議による明確な対応が必要と思われる処理があった。また、指定管理料は、独立した会計帳簿類を設けるとともに、指定管理者の口座とは別の口座で管理することと定められているが、収入・支出の大部分を指定管理者の口座で管理していた。

(2) 意見

施設利用者からのアンケートより、当該施設が広く市民に周知され有効に利用されている状況が伺える。その中で、枝をたい肥化した製品の利用者が減少傾向にあることから、有効な対策について検討され、せん定枝の適正な循環が図れるよう努められたい。

会計処理については、基本協定第14条（会計区分）で規定されているとおり、独立した区分経理が必要となるため、指定管理専用口座からの入金、出金状況を明確にするとともに必要な帳簿類の整備に努められたい。

施設利用者の高齢化、枝木の野焼きに対するモラルの向上や規制強化等、事業環境が大きく変化していることから、時代に即した事業運営について検討していただき、今後とも市民から利用される施設となるよう努められたい。

(3) 生活環境課への意見

指定管理者制度は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を

発揮しつつ、住民サービスの向上と経費等の削減を図ることが期待されている。所管課としては、指定管理者の事業運営が健全な経営のもと、継続的に市民から利用される施設となるよう、施設運営に対し協働の意識を持ち、施設運営上の課題に対応されるよう努められたい。その他、指定管理料の支払い時期の検討のほか、指定管理者の事業報告書の内容を確認し適切に対応をされるよう務められたい。